

令和3年

# 第1回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和3年3月1日

閉会 令和3年3月25日

忠岡町議会

令和3年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月1日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼人権広報課長		住民部長	村田 健次
	明松 隆雄	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長兼産業振興課長		教育部長	二重 幸生
	谷野 栄二	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	柏木 忠司		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、11名出席でありますので、会議は、成立しております。

なお、和田議員につきましては、少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまから、令和3年第1回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (北村 孝議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第1回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |     |    |  |
|-------|-----|----|--|
| 日程第1  |     |    | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第2  |     |    | 会期の決定                                      |
| 日程第3  |     |    | 諸般の報告                                      |
| 日程第4  |     |    | 令和3年度施政方針について                              |
| 日程第5  | 報告第 | 1号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること及び和解について)          |
| 日程第6  | 議案第 | 1号 | 公の施設の指定管理者の指定について                          |
| 日程第7  | 議案第 | 2号 | 専決処分の承認を求めることについて(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) |
| 日程第8  | 議案第 | 3号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第11号))  |
| 日程第9  | 議案第 | 4号 | 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第12号))  |
| 日程第10 | 議案第 | 5号 | 忠岡町教育長の任命について                              |
| 日程第11 | 議案第 | 6号 | 忠岡町監査委員の選任について                             |
| 日程第12 | 議案第 | 7号 | 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について                    |
| 日程第13 | 議案第 | 8号 | 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について              |

- 日程第14 議案第 9号 忠岡町適応指導教室条例の制定について  
日程第15 議案第10号 忠岡町職員定数条例の一部改正について  
日程第16 議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について  
日程第17 議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について  
日程第18 議案第13号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第13号）について  
日程第19 議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算について  
日程第20 議案第15号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について  
日程第21 議案第16号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計予算について  
日程第22 議案第17号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第23 議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算について  
日程第24 報告第 2号 事務報告について（令和2年分）

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

第1回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長よりご挨拶の申出があります。

発言を許します。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和3年第1回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨日、大阪府で発令されておりました緊急事態宣言は解除され、新型コロナウイルスの新規感染者は減少傾向にあります。今なお社会はふだんの日常生活が取り戻せない状況になっております。このような中、先月の17日からは医療従事者へのワクチンの接種が始まり、ワクチンの供給が遅れるとの報道もございますが、いよいよ4月から65歳以上の高齢者の方々への接種も始まってまいります。

本町といたしましては、住民の皆様へしっかりと正しい情報を発信するとともに、混乱が生じないよう医療関係者と連携を図りながら、ワクチン接種への体制を整えてまいりたいと考えております。そして、この機に感染が終息し、一日も早く住民の皆様へ平穏な生活を取り戻せることを切に願うところであります。

この後、私は町長就任後初めての施政方針を述べさせていただきます。日本経済も疲弊し、先行きが不透明なところではございますが、立ち止まることなく、スピード、決断、実行をモットーに、住民の皆様のために鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

本定例会には、教育長の任命議案や、令和3年度一般会計予算及び特別会計予算を初め諸議案をご審議いただきますが、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日もよろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、7番・松井匡仁議員、8番・三宅良矢議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より3月25日までの25日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、3月25日までの25日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

なお、監査委員の和田議員は、冒頭に申し上げましたが、少し遅れるとのことで、私が代わりに報告をいたします。

例月出納検査報告。例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和2年11月27日、12月23日、及び令和3年1月26日に行いました内容で、帳簿等は、令和2年10月31日、11月30日及び12月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

代理、北村 孝。

以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 令和3年度施政方針について、町長より所信表明の申出があります。発言を許します。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

本日、ここに令和3年忠岡町議会第1回定例会の開会にあたり、新年度に臨む私の所信の一端と施政の方針を申し述べ、議員各位のご賛同と併せて住民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年町長選挙におきましては、住民皆様の温かいご支持を賜り、第12代忠岡町長として、今後4年間の町政運営を担うこととなりました。これもひとえに住民皆様のご支援の賜物と心から感謝申し上げますとともに、その使命の大きさに身が引き締まる思いでございます。全力を傾注して住民皆様のご期待にこたえてまいり所存でございますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、中国・武漢で確認された新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中が大きな災いに見舞われることとなりました。ワクチンの開発が進み、新型コロナウイルスの克服に少し光が見えてきている様子にも思いますが、まだまだ収束への道のりは長いと感じております。我が国においても、感染者数の増加や深刻な医療状況が日々報道され、また、緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルスが私たちの生活や経済活動に及ぼした影響は計り知れないものであり、一日も早い収束を願うところでございます。今回の感染症でお亡くなりになられた皆様に、心からの哀悼の誠をささげるとともに、現在も療養されている皆様の一日も早い回復を祈念申し上げ、また、日々第一線で奮闘されている医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様に、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、日本経済が記録的な落ち込みを見せ、また、私たちの生活を一変させてしまうなど、住民や事業者への影響が非常に大きい中、安全・安心な暮らしと住民生活の向上をめざすべく、新たなまちづくりの道しるべとなる総合計画の策定に向け、取り組みを進めてまいりました。議員や住民の方々などで構成する総合計画審議会におきまして、慎重にご審議を賜り、ご答申を受け、将来像として「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」を掲げる第6次忠岡町総合計画案を策定しました。今議会でご提案いたしますので、議員皆様にはよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

今後ますます加速する少子高齢化やグローバル化、日々進化するAI技術や第5世代移動通信システム（5G）など、大きな変化が予想される社会への対応が求められる中、行財政基盤の強化を図ることはもとより、行政のスリム化と住民サービスの向上をめざし、教育改革・行財政改革・役場改革に取り組を進め、持続可能なまちづくりに向け、第一歩を踏み出したいと考えております。

以上のような基本的な考えと財政状況を踏まえて編成しました令和3年度各会計の当初予算規模は、一般会計71億3,300万円、各特別会計40億9,503万6,000円、下水道事業会計15億8,445万6,000円、合計いたしますと、128億1,249万2,000円となり、これを前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計3.3%減、各特別会計0.5%増、下水道事業会計11.3%減、合計3.2%減と相成った次第であります。

以下、新年度における重点施策の概要についてご説明申し上げます。

第1は、子育てがしやすいまちであります。

～学校教育が充実したまちづくり～

子どもたちは、本町の未来であり、希望であります。近年では子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化が見受けられるなど、複雑多様化する教育課題への的確に対応しながら、豊かな人間性を育む教育行政を推進してまいります。

現在、学校休業日の土曜日に開講している「あすなろ未来塾」については、引き続き、小学校3年生から中学校3年生までの希望者を対象とし、習熟の程度に応じた授業や集団個別指導を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ります。また、小学校3、4年生で学力調査を実施し、課題等を早期に把握することで、学校における教育指導の充実や改善に役立ててまいります。

国の「GIGAスクール構想」を受け、小・中学校に整備した通信ネットワークや1人1台のタブレット機器を活用し、新学習指導要領に基づき、情報活用能力の育成を図ってまいります。

町内在住の中学生から大学生までを対象とした英語検定受験料補助事業は、年々受験者も増加傾向にあり、中学生で上位級の受験者も出てきております。また、平成26年度から取り組んできた小学生・中学生等を対象にした英語関連事業では、英語をツールとした様々な体験機会を引き続き提供するなど、国際社会で活躍するグローバル人材の育成に向け、今後も英語への興味・関心、活用を高めてまいります。

学校への支援としては、学ぶ楽しさを育む推進事業、学力向上サポーター配置事業、少人数学級編制等によるきめ細やかな指導のための講師配置事業に取り組むとともに、小学校読書活動推進事業を継続して実施いたします。特に読書活動の推進については、「忠岡町子ども読書活動推進計画」に基づいた「ブックスタート事業」を継続し、幼少期から親子で本に親しむ機会となるよう、生後4ヶ月、1歳7・8ヶ月、2歳6・7ヶ月の各成長

に応じた絵本を保健センターでの健診時に配布いたします。また、子どもの読書離れへの対策については、図書館で読んだ本の感想や履歴がわかる「読書手帳」の利用を推進するなど、子どもたちの読書意欲を刺激し、読書が楽しくなるような取り組みを継続してまいります。

生徒指導の充実を図るため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置とともに、学校と福祉機関との連携を図るためにスクールソーシャルワーカーを引き続き配置するなど、様々な課題の未然防止、早期発見、早期解決を支援してまいります。また、学校に行きたくても行けない子どもの居場所づくりとして、忠岡町適応指導教室を新たに開設し、自立や集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援してまいります。

学校施設においては空調設備の導入や耐震化の実施に引き続き、トイレの洋式化など、より良い教育環境の整備を進めてまいります。また、教職員の働き方改革の一環としての校務支援システムの導入に努めてまいります。

～切れ目のない子育て支援が充実したまちづくり～

子育て支援が充実したまち、将来も子どもたちの元気な声があふれる活力あるまちであり続けるよう、忠岡地区に続き、東忠岡地区においても令和5年4月を目途に、幼稚園・保育所を一体化した幼保連携型認定こども園の開園に向けて取り組みを進めており、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図ってまいります。工事期間中は東忠岡小学校に幼児の園庭を確保し、子どもたちの健やかな成長と遊びを通じた学びの環境を維持してまいります。

また、少子化・核家族化の中で就学前教育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の提供と充実を図るとともに、小学校生活へのスムーズな移行ができるよう、保育所・幼稚園・小学校間の交流を引き続き行ってまいります。

子育て環境の充実については、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2020（第2期子ども・子育て支援事業計画）」に基づく各種事業の実施や、国による幼児教育・保育の無償化と併せて、町独自施策として、町内の幼稚園、保育所並びに認定こども園に在園している町内の3歳から5歳までの子どもたちの給食費無償化など、引き続き質の高い幼児教育・保育の提供を行い、幼児の健やかな成長を促すとともに保護者負担の軽減を図ってまいります。

近年の核家族化による親等の親族から離れたところでの妊娠・出産や、様々な事情を抱えた妊産婦が増えています。出産後間もない時期に育児不安や心身の不調など支援が必要な母子に対し、助産師等の看護職が中心となって居宅訪問し、母親の心身のケアや育児サポートなどの支援を目的とした「産後ケア事業」を引き続き実施いたします。

児童期に特別な食事療養が必要な先天性代謝異常症の方に、在宅治療に要する食事療養費を助成する「先天性代謝異常症食事療養費助成事業」についても、引き続き実施いたします。

第2は、健康に暮らせるまちであります。

～誰もが暮らしやすいまちづくり～

高齢者福祉の充実につきましては、いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向け、介護ニーズも増大することが想定される中、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2021」を策定し、自立支援・重度化防止の取組の推進や認知症への対応能力向上に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進を行うことにより、必要なサービスが切れ目なく提供され、住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域包括ケアシステム」の推進を図ってまいります。

新しい生活様式の実践として、家庭でも気軽に運動ができるよう健康体操の映像を作成し、配信などをしてまいります。また、4月からは、新たな指定管理者のもと、総合福祉センター等の高齢者施設の利用促進を図ってまいります。なお、低所得のひとり暮らし高齢者等の水道基本料金補助制度については、引き続き実施してまいります。

障がい者・障がい児福祉については、「第4次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援を行うとともに、障がい児には、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するなど、体制の構築を図ってまいります。

地域福祉の推進については、忠岡町社会福祉協議会と連携し、それぞれの地域で誰もがその人らしい、安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の充実、推進を図ってまいります。

～健康づくりを推進するまちづくり～

住民一人ひとりの健康寿命を延ばすため、保健センターを拠点とし、健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくりや食育を推進してまいります。

特定健診やがん検診について、受診率の向上を図るため、去年は、コロナ禍で実施が叶わなかった全国健康保険協会と合同での特定健診とがん検診を実施するとともに、引き続き日曜健診を実施いたします。また、若年層、特に子育て世代の健診受診強化については、がん検診の推奨年齢対象者等に対して個別通知を行い、がんの早期発見、早期治療による健康の保持・増進に努めてまいります。

自らの健康目標を設定して取り組み、健康・運動・食事等に関する研修会などの参加によって賞品を贈呈する「健幸マイレージ事業」を引き続き実施するほか、自らの健康づくりのきっかけになる「健康啓発イベント」を開催し、住民の健康増進や介護予防の啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、泉大津市医師会や和泉保健所と連携したPCR検査の検体回収を引き続き行うとともに、ワクチン接種につきましても、国の動向や大阪府の指導に沿った対応をしてまいります。

国民健康保険については、大阪府が市町村とともに財政運営の中心的な役割を果たす国

保の一元化の実施によって、財政基盤の強化が図られており、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付や保健事業など、本町の地域の実情を踏まえたきめ細かい事業を行ってまいります。

第3は、生涯活躍できるまちであります。

～多様な価値観を尊重するまちづくり～

本町は、「非核平和宣言都市」として、「手をつなごう 非核で世界の人々と」を合言葉に、命の尊厳と平和を愛するまちづくりを推進してまいります。

人権施策の推進については、差別のない明るいまちづくりの形成に向け、忠岡町人権協会を中心として、性差による差別をはじめ、障がい者差別、コロナ差別、同和問題などあらゆる人権問題の解消に向けた啓発活動や研修、相談事業を一層推進してまいります。

児童虐待やDVの相談件数についても、増加傾向にあることから、引き続きDV支援コーディネーターを配置し、また、虐待をはじめとする課題を抱える家庭への相談体制を整備し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、並びに重症化や再発の防止を図ります。

また、引き続き「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、広報活動等に取り組んでまいります。

男女が共に輝き、活躍できる社会づくりの推進を図るため、第二次忠岡町男女共同参画基本計画に基づき、「みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気なまち」を合言葉にLGBTなど新たな課題についても取り組みを進めてまいります。

国際交流事業については、忠岡町国際交流協会を核として、友好都市間交流をはじめ、次代を担う子どもたちの国際的なコミュニケーション能力向上の支援を柱に、教育委員会とも連携を密にしながら、種々活動を展開してまいります。なお、令和3年度は、友好都市への青少年派遣事業が予定されております。

～愛着がもてるまちづくり～

住民が主体となったまちづくり活動の促進及び協働のまちづくりについては、地域でのふれあいや連帯感を高め、日常的に助け合い支え合うことができるコミュニティの形成が重要であり、基礎となる自治振興協議会との連携を図ってまいります。

また、住民自らが災害に備え、自らの命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災活動を推進するため、防災意識の高揚や自主防災組織の活性化につながるよう防災訓練や防災講演会を開催するとともに、自主防災組織主体の訓練開催に向けての支援を行ってまいります。

防犯対策の推進については、地域安全見守り活動や青色防犯パトロールなど、地域住民・防犯委員会・警察・関係団体・学校が連携した、犯罪抑止機能の充実を図ってまいります。また、犯罪の抑止効果が認められている防犯カメラについては、自治振興協議会に対する防犯カメラ設置補助事業を継続いたします。

住民に対する情報発信については、ホームページや広報紙、SNSを通じて、様々な情報を発信してきたところです。引き続き住民が必要な情報や町の魅力をタイムリーに発信してまいります。

地域文化の象徴である「だんじり祭」は、本町と地車連合会、地元各町などが協力、連携することでさらなる賑わいを創出し、継承していけるよう支援してまいります。

国宝や重要文化財を所蔵している公益財団法人正木美術館については、内外に向けた魅力ある情報発信を継続するとともに、本町親善大使や多方面で活躍されている本町出身の方々とのテーマイベントの企画等に協力し、美術館が地域の魅力として定着するよう、支援してまいります。

#### ～生涯にわたって学べるまちづくり～

スポーツセンターについては、コロナ禍においても、地域住民がスポーツを楽しみながら体力増進・健康保持といった、健全な生活習慣の確立ができるよう、厳選されたプログラムや安全で快適な施設環境を提供してまいります。

文化会館については、老若男女を問わない文化的な交流を促進するとともに、斬新で魅力的な芸術活動や生涯学習の拠点施設として運営してまいります。

児童館については、音楽指導やダンス教室、貸し菜園を活用した季節ごとの作物栽培等、変化に富んだ魅力的な活動を提供しつつ、放課後の児童の居場所として、引き続き適切に運営してまいります。

第4は、安心して暮らせるまちであります。

#### ～災害に強いまちづくり～

災害対策の推進については、これまでに各地で発生した大地震や豪雨、また平成30年の台風21号の経験を教訓に、正確かつ迅速な情報提供の実施に向け、SNS等の提供ツールの充実を図るとともに、ハザードマップを更新するなど、被害をできる限り抑える減災対策の強化に取り組んでまいります。

また、住民生活の基盤となる住宅の耐震化を促進するため、耐震補助制度について啓発、窓口での相談、個別訪問に加え、木造住宅耐震リフォームの講演会・相談会を実施するなど、地震災害に強いまちに向けた取り組みを進めてまいります。

#### ～安全に暮らせるまちづくり～

交通安全については、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方を対象とした交通安全教室を開催するなど、啓発活動を推進するとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を促し、安全な交通社会の実現に努めてまいります。

通学路に関しては、忠岡町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携した合同点検の結果に基づいた対策を実施するなど、子どもたちの安全を図ってまいります。

また、自転車の安全対策としては、子どもと高齢者を対象とした、自転車用ヘルメット購入補助金交付事業を引き続き実施し、自転車を利用する方のヘルメット着用を促し、被

害軽減につなげてまいります。

消費者が安全で安心して豊かな生活を営むことができる社会を実現するため、今後も消費生活専門相談員による対面相談の場を設け、複雑で多様化する悪質な販売手法からの防御と早期解決をめざしてまいります。また、高齢者等の社会的弱者には地域の回覧板や出前講座等で啓発するとともに、低年齢化するネット消費については、学校を通じた消費者教育を行うなど、総合的な消費者支援を行ってまいります。

消防については、複雑多様化する災害に対応するため、各種消防用資機材、消防車両の計画的な整備を行い、また増加する救急需要に対して、救急・救命体制の充実強化に努めてまいります。

第5は、便利で生活しやすいまちであります。

～人が集うまちづくり～

～町内移動がしやすいまちづくり～

人口減少や少子高齢化が、今後加速度的に進行することを踏まえ、生活関連サービス施設などの都市機能を、住民が集まりやすい地域に維持・誘導し、暮らしやすく、コンパクトなまちづくりをめざしてまいります。その先駆けといたしまして、東忠岡地区の認定子ども園建設を中心とした子育て支援施設等の機能を再構築する短期の都市再生整備計画の策定と事業の実施により、まちの活力を維持・増進してまいります。

～快適な都市基盤のまちづくり～

都市公園・緑地の保全、整備と併せて都市の緑化を総合的かつ体系的に推進するため、都市緑地法に基づく忠岡町緑の基本計画の改定を進めてまいります。

町営住宅については、維持管理を継続しつつ、現在空き地となっている土地の有効活用について検討を進めてまいります。

下水道事業については、現在、汚水整備の人口普及率は97.2%であり、今後も計画的に整備を進め、水洗化の向上に努めてまいります。

また、大雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備を進めるとともに、雨水対策の根幹をなすポンプ場については、引き続き長寿命化対策を実施し、また、津波や豪雨などの浸水被害による機能不全を防ぐため、耐水化対策事業を実施するなど、安定した運転ができるよう、対策を図ってまいります。

ごみ焼却場の運営については、引き続きクリーンセンターの運営及び整備を行うとともに、課題であるごみ処理の広域化については、泉北環境整備施設組合と協議を進めてまいります。

～環境へ配慮したまちづくり～

地球環境問題については、省エネの促進や緑化推進など、環境へ配慮した取り組みを進めてまいります。また、美化活動や清掃活動が積極的に展開されるような住民意識の向上をめざし、啓発に努めてまいります。

地球環境保全の推進については、住民、事業者等に適切な分別に努めることやマイバッグ推奨、ごみになるような過剰包装等を断るなどの啓発を行い、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の4Rの推進に努めてまいります。

第6は、誰もが働きたくなるまちであります。

～地域振興をめざしたまちづくり～

商工業の振興につきましては、忠岡町商工会と連携し、地域の商工業振興施策及び法律・税務等の各種相談業務を行うとともに、起業・創業支援事業を継続し、専門の相談窓口やビジネススキル習得に向けたセミナーの充実を図ります。また、ホームページ作成経費を支援する「IT化推進事業」、公的機関の融資を対象とした「利子補給制度」などにより、経営の安定と振興に取り組んでまいります。

農業振興については、貸菜園の管理を適切に行うとともに、料理教室を通じて地産・地消と郷土料理の普及を行い、また、その状況のネット配信を行うなど、地域の食文化と地元消費のPRに努めてまいります。

水産業の振興については、漁業協同組合の忠岡港でのイベントを通じて、地元海産物に親しみ、港のあるまちとしての魅力が増すよう取り組んでまいります。

～働きやすい環境のまちづくり～

就労支援については、関係機関と連携を図り、就職を希望する方に有効な情報提供を行うとともに、障がい者のための就労サポートも継続して実施してまいります。また、在住・在勤者を対象とした就労に有効な資格や専門講座の実施、国家資格や技能検定取得経費の助成及び住民を新たに正規雇用する町内事業者への補助を継続してまいります。なお、本年はコロナ禍で就労環境も厳しさを増すことが予想されることから、相談体制の充実に努めてまいります。

第7は、持続可能な行政運営ができているまちであります。

～限られた行政資源を有効活用できているまちづくり～

効率的な行政運営の推進については、総合計画の着実な実現に向け、PDCAサイクルによる評価をもとに、各事業の改善や見直しの徹底を図り、効率的で効果的な行政運営に努めてまいります。また、限られた財源を最大限に活用するため、施策の優先度・緊急度、事業効果や公共施設のあり方などの検証を行い、計画的なまちづくりを推進してまいります。

これまでの課題や新たな住民ニーズに柔軟な対応ができるよう、町長公室内の機構改革を実施し、重点的に取り組むべき課題に十分に力を注ぐことができる組織の構築を図ってまいります。

入札制度については、透明性・公平性が向上するよう、効率的で適切な制度構築に向け、検討を行ってまいります。

ICTの推進については、これまで住基・税務・社会保障関係のシステム改修などを実

施しており、引き続き情報提供ネットワークシステムとの本格連携によって構築された利便性の高いシステムを円滑に運営してまいります。

町税については公平かつ適切な税政を継続するため、情報通信技術の進展を踏まえた納税者の利便向上と、官民双方のコスト削減を図ってまいります。また、税務職員の賦課・徴収に係る知識や技術等の向上を図り、税収の確保に取り組んでまいります。

ふるさと忠岡応援寄附金については、寄附額も順調に伸びていますが、引き続き魅力ある返礼品の充実に向け、事業者と連携を図ってまいります。

広域連携の推進については、住民サービスの向上及び財政の効率化が見込まれることから、今後も将来を見据え、持続可能なまちづくりに向け、積極的に検討、推進してまいります。

消防の連携・協力については、岸和田市との間において、火災や救急の通報を一元的に把握し、両市町をまたいで現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を出す、消防指令業務の共同運用が始まりました。今後も住民サービスの向上に向け、効率的・効果的な体制の構築をめざし、取り組んでまいります。

関西国際空港を中心としたインバウンド効果が泉州地域に反映され、観光事業のプラットフォームとなるK I X泉州ツーリズムビューローに参画し、引き続き泉州9市4町や民間企業と連携して、泉州地域の活性化に取り組んでまいります。

～柔軟な体制をとれているまちづくり～

多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、先進的な行政手法の習得や幅広い視野の形成、また民間の持つ経営感覚やコスト意識の習得を狙いとする人事交流に努めてまいります。また、学生への指導を通じて職員の意識向上を図るとともに、学生の職業選択や職業意識の醸成に寄与するよう、インターンシップ制度の導入を進めてまいります。

以上、町政運営に関する私の基本的な考え方と主要な施策について、その概要をご説明申し上げました。今後、これらの施策の実施にあたりましては、議会との連携を一層密にしながら、住民に信頼されるまちづくりをめざしてまいります。変革激動の時代における都市間競争に焦らず、広くまちの声を拝聴しながら、住民の目線に立って、「スピード」「決断」「実行」をモットーに、誰もが幸せを実感できる「ただおか」を創るため、全力を傾注してまいりたいと存じます。議員各位並びに住民の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲みとりいただき、町政の推進に一層のご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びにあたり、提案いたしております令和3年度当初予算案並びに各議案に対し、何卒、ご賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます。私の施政の方針と致します。

令和3年3月1日

忠岡町長 杉原健士

ご清聴ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

11時5分より再開いたします。

（「午前10時55分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時05分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和2年8月7日、忠岡町忠岡南2丁目21番1号の私有地において発生した事故について、相手方と損害賠償額3万3,000円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年1月12日付けをもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第1号 公の施設の指定管理者の指定についてを、議題といたします。  
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第1号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

忠岡町高月コミュニティ・センター及び忠岡町北区集会所ほか7地区の集会所につきましては、現在、各地区の自治振興協議会と基本協定を締結し、施設の管理運営が行われておりますが、令和3年3月31日をもって指定期間が満了いたします。

これまでの施設の利用状況や管理運営の実績等を踏まえ、同年4月1日から向こう5年間、当該自治振興協議会を当該施設の指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第1号 公の施設の指定管理者の指定についてを、採決いたします。  
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、令和2年12月28日付をもって処分した次第であります。

本件は、副町長の任期中において、副町長の給料月額を1割減額し、副町長の退職手当を支給しない旨の規定を追加するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第11号))を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第11号)でありまして、令和3年1月12日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、1億2,344万5,000円で、これを追加することにより、予算総額は97億6,529万7,000円となります。

主な内容につきましては、総務費において、財政調整基金積立金の計上、ふるさと忠岡

応援寄附金謝礼に係る予算の計上、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る予算の計上などであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

この議案第3号は、この中に新型コロナウイルスワクチンの接種の予算が組まれている分です。町長の冒頭の挨拶でもありましたが、日本では2月17日から医療従事者に対し新型コロナウイルスワクチンの予防接種が始まり、また、65歳以上の高齢者への接種は、早い市町村で4月12日から開始されるという見込みとなっています。その後、順次、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事している方、その次にそれ以外の方へと接種が予定されています。

忠岡町におきましても、住民の声をお伺いしますと、ワクチン接種について問い合わせが多く、関心の高さがうかがえます。忠岡町の高齢者に対してのワクチン接種の受付方法や接種場所及び方法を担当部長、健康福祉部長のほうからお答えお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員さんのご質問につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、2月17日より医療関係者の接種が始まっております。現在、市町村で行うと予定されているスケジュールによりますと、議員さんも仰せられたとおり、高齢者や高齢者施設に入所されている方々を対象にまず始まり、施設従事者や基礎疾患のある方、そして一般の方々へと続いてまいります。国は、高齢者のワクチン接種については4月12日から行っていく方針を示しており、4月中には全市町村にワクチンが届くと思われま。

本町のワクチン接種体制といたしましては、各医療機関での個別接種と、現在予定しております日曜日に保健センターで行う集団接種の併用で行ってまいりたいと思っております。

ワクチン接種の流れといたしましては、4月に個人個人に予診票や案内文書を同封したクーポン券を送付いたします。クーポン券の発送と同時にコールセンターを開設いたします。クーポン券を確認していただいたら、個別接種となる医療機関で接種する場合は医療機関に予約していただきます。また、集団接種、保健センターで接種する場合でございます。こちらはコールセンターに予約を入れていただくこととなります。1人2回接種していただくこととなり、同じ種類のワクチンを一定期間を空けて接種することとなります。

ワクチンの供給量につきましては、毎日情報が変わってまいります。忠岡町といたしましてはそれに合わせて予定を順次変更し、本町にワクチンが配分された際には速やかに、また安心して接種のできる体制づくりを、消防とも連携し全庁的に行い、また医師会、薬剤師会の先生方とも調整しながら行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

説明ありがとうございます。忠岡町におきましてもほかの市町村と同じような形で高齢者に接種していただけるということで、その点については何も心配はなかったんですけども、実際、接種体制がどのようになるかというのは皆さん気にされているところですので、ちょっとお答えいただきました。

その中で2点ほど気になる点がございまして、まず1点は、やはり接種後の副反応についてであります。先行している海外の報告によりますと、接種した後の副反応が出ているのがごくわずかな確率ということで、すごい低確率だと言われてはいますが、ただ、可能性が全くないわけではありません。特に集団接種の場合、医療機関で受けるんじゃないかと、なかなかそういった対応する設備が整ってないところも多くございます。そういった場合に忠岡町の対応としてどういうふうな対応をされますでしょうかというのがまず1点と。

あと独り暮らしで、自宅で療養されている寝たきりの方についてですね。この方についても、本人がワクチン接種したいということであったとしても、本人がなかなか病院に行けないということで、接種できない状況になるかと思えます。そういった対応についても、忠岡町としての対応をお教え願いたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

まず、1点目でございます。集団接種の会場での副反応が起こった場合の対応というこ

とでございますが、集団接種につきましては消防と連携するということで、救急車を配備していただきまして、本来勤務でない非番の方ですね、その方を救急車とともに隊員を3名配備いたしまして対応する予定となっております。

また、アナフィラキシーが起こった場合に対応するために、エピペンといたしまして、対応するものがあるんですけども、そちらのほうも医師会の先生方と話しながら準備する予定となっております。その場ですぐ対応ができましたらその場で対応し、無理であれば救急車で医療機関のほうへ搬送するという手順で行ってまいりたいと思っております。

2点目の、ご自宅で寝たきりの方についてのワクチン接種につきましては、こちらについては一応巡回接種なり、個別に各町内の医療機関の先生方が個別接種というのにも手を挙げていただいております。その医療機関にはワクチンをお届けすることができます。その先生がそこのお宅に往診とかに行かれています場合ですね、その場合はそこにワクチンを持って行って接種していただくということも可能でございますので、その対応も一つできるかなというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

ワクチン接種に対しては、忠岡町も当然、安全で安心してワクチン接種できる体制を整えていただけるということで、ご答弁がありました。今後、国のワクチン接種の供給量とかも変わってくると思いますけども、そのときも随時対応していただけるということなので、またそのときは町の広報なりホームページなりで情報を発信していただきたいと思います。

質疑を終わります。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第11号））を、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第12号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第12号）でありまして、令和3年2月1日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、100万1,000円で、これを減額することにより、予算総額は97億6,429万6,000円となります。

主な内容につきましては、総務費及び商工費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業において、事業の追加、また、追加事業の財源確保のための、予算不用額の減額などであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

この補正予算は、先ほど趣旨説明を受けたとおり、第1次、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の中の、余った余剰金の中での再活用として組まれている分です。

この分に関しましては、3月の広報ただおかの中にも、ごみ袋の全世帯支給や水道料金の基本料金1か月無料延長とか、あと中学生以下の図書カード配布など、そういうのが広報にも掲載されていきました。

その中で、ごみ袋なんですけども、先日の全員協議会の中で事業費が350万とお伺いしました。全世帯にごみ袋、30リットル分を10枚支給するということなんですけども、この中の予算の内訳をそのときお伺いしてしまして、郵送料として240万円が計上されていきました。今回、この郵送料240万というのが高過ぎるという意見も中にはございますので、今回、郵送になった理由を住民部長のほうからお聞かせ願いたいと思います。

住民部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

この事業でございますけれども、臨時交付金を活用するために、事業といたしましては3月いっぱいまで事業を完結させなければならないということでございまして、それを確実に実行するために、今回、郵送という手段を取らせていただいております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5 番（二家本英生議員）

3月いっぱい、3月中に執行しないといけないということで、今回郵送ということだったんですけども、今回この補正予算が2月1日に専決で執行されていますので、3月末までいっぱいに向けての執行に向けて、多少なりとも期間があったと思います。ほかの方法も含めていろいろ検討されたと思うんですけども、全額国費とはいっても予算を抑える方法として何かほかにあったかと思えますけども、今回こういうふうな形で郵送に至った理由というのが、先ほど3月いっぱい予算を執行しないといけないということもあったんですけども、ほかにも何か理由がございますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

今回、住民さんにご周知させていただきたい事業といたしましては、コロナに対するごみの出し方とかごみの減量化について、そういったことを周知させていただきたいということで、ごみ袋と一緒にそういった啓発用の書類を作りまして、一緒に周知させていただいてるということでございます。よろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

確かにごみの捨て方というのはいろいろ問題になっているところが多くて、テレビでも報道でもされてますけども、ごみの回収業者がマスクをさわって、ごみの回収業者の中でクラスターが起きたりしています。そういったごみの捨て方について社会的なルールを啓発する意味で、今回そういう形になったとお伺いしました。今回そういう理由であれば、今後ごみの減量化に向けて、またごみの捨て方について住民に啓発していただき、またそれを推進していただくようにしていただきたいと思います。

質疑、以上で終わります。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第12号))を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第10 議案第5号 忠岡町教育長の任命について、議題といたします。

先例により、本件に関係のある富本教育長は退席願います。

(富本教育長：退席)

議長(北村 孝議員)

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第5号 忠岡町教育長の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会教育長、富本正昭氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第5号 忠岡町教育長の任命について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

それでは、富本教育長の退席を解きます。

(富本教育長：入場)

議長(北村 孝議員)

ここで、任命同意得られました富本教育長より、再任の挨拶をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。

それでは、富本教育長の議場への登壇を許可いたします。

教育長(富本 正昭教育長)

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、再任に当たってのご挨拶を申し上げます。

本日、3月定例議会において議員各位のご同意を賜り、改めて4月1日付で教育長、3期目の就任をさせていただくことになりました。

もとより微力な私であり、職責の重さを痛感しているところでございます。

教員としての歩みをスタートし、自来私を温かく育てていただいた忠岡町、この忠岡町の教育の充実発展のため、これからも歩みを止めることなく、誠心誠意努めてまいりたいと決意を新たにいたしております。

引き続き議員の皆様、町民の皆様からのご指導、ご鞭撻を心よりお願いを申し上げ、簡単粗辞ではございますが、再任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第11 議案第6号 忠岡町監査委員の選任についてを、議題といたします。  
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第6号 忠岡町監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町監査委員、前田成弘氏は、令和3年5月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

質問いたします。

私は従前、ご存じのとおり、忠岡町の違法不当な会計支出について住民監査請求、住民訴訟を提起させていただいています。監査委員に適正な監査の実施を求める住民の代表として質問させていただきます。

従前から、私も議員になる以前からこの代表監査委員を務められてもいます前田氏につきましては、本町監査事務局である総務課に、どのようにして人選をなされているのか、何度か質問、確認をさせていただいておりますが、毎回歯切れの悪い回答ばかりで、明快な明確な回答がなく、いまだに不明です。少なくとも得ている回答としましては、弁護士会、税理士会といった公的機関からの推薦などで人選しているのではないということだけは回答を得ております。

また、この前田氏につきましては、本町の元幹部職員とも親族関係にあるという話も耳にしております。この前田氏につきましては税理士であり、代表監査委員となる人物です。本町職員とも親族関係にあり、面積も人間関係も狭い忠岡町において地縁、血縁のある方となれば、もしかすると税理士としてのクライアントに本町の受注業者がいても不思議ではありません。そのような本町職員や本町利害関係者とのつながりについて透明性を確保できない、ひいては住民から本町の財務会計行為について適切な監査、チェックがなされていないのではないかとの疑念を抱きかねない人物を本町の監査委員、しかも責任ある代表監査委員となる予定の座に選任するのはいかがなものかと思えます。

そこで、2点質問させていただきます。

まず、従前のおり改めてお聞きします。この前田成弘氏につきましては、どのような方法、プロセス、理由により人選されているのでしょうか。

2点目、これにつきましても従前、議員になる以前から監査事務局へお願い、お伝えしているところですが、この監査委員の代表監査委員となるべき人物につきましては、弁護士や税理士、公認会計士といった専門の国家資格を有する人物を選任するケースが多く、本町も税理士の前田氏、そうした前任者につきましてはたしか公認会計士の萬野氏が代表監査委員を務められていると認識しております。いずれも忠岡町に地縁血縁のある人物です。代表監査委員になるべき、なる予定の人物につきましては、弁護士会あるいは税理士会といった公的機関に人材派遣を依頼し、そうした公的機関からの推薦等を受けた人物、忠岡町とは地縁血縁、利害関係の全くないクリアな人物を選任すべきであると考えますが、そのような人選をなさるおつもりはないのでしょうか。

この2点、お聞きします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

1点目、2点目、一括してご答弁させていただきます。

趣旨説明にもございましたけども、当該、前田氏につきましては識見ともに優れておるといところで人選をしているところがございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、1点、2点、一緒に答弁されるということで。

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

2点目の、公的機関からの人選をしないのかという点についてお答えいただけてないと思いますけれども。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

前田氏につきましては、税理士資格を持っているところを選出いたしておりますので、特段そういった機関から人選するところは今のところ考えていないところでございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、規定の3回になりますので。

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

そういう国家資格をお持ちの方というのは大勢おられますし、従前からお聞きしているのは、なぜこの方に、多くの国家資格取得者の中でなぜこの方が選ばれているかという理由を聞いているんですが、そこについてはお答えがないので、そこをお聞きしているんですが、具体的にお答えいただけないでしょうか。お願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

同氏につきましては、平成17年から監査委員をしていただいているところでございます。また、いろんな形でご指摘を受けたといった部分で、識見ともに優れているというところで選任しているところでございます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

11番(勝元由佳子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

勝元議員。

11番(勝元由佳子議員)

これまで私は本町の財務会計行為、特に発注、公金支出という部分につきましては開示請求、さらには訴訟を通じて実態をチェックしてきました。本町の監査委員による監査機能は全く機能していないと言わざるを得ない状況です。

本町のこれまでの発注、それに係る公金支出の中には、専門家でなくても一般の住民でも分かるような、例えば現職の本町町議本人への発注、支払いだとか、そういった明らかにおかしなものも複数見つかっております。これについては先般の住民訴訟高裁判決においても、議員本人への発注契約が司法に認定されたところです。そのような、誰が見てもおかしい、違法ではないかと分かるレベルの財務会計行為ですら見逃し、むしろ不正を黙認しているのではないかと疑われても仕方ないような監査をしていること自体、住民として非常に不服、不満であり、非常に問題であると認識しています。

適正な監査委員への人選について、住民として求めるところについてはさきの質疑の中でも述べたとおりです。本町議員への発注、支出を見逃すなど適正な監査機能、公金チェックが全く機能していないというこの実情を鑑みれば、この人選は適切でないと考えられます。

よって、これまでどおり前田成弘氏を監査委員に選任する本議案については反対いたします。

議長(北村 孝議員)

討論ありませんか。

(な し)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第6号 忠岡町監査委員の選任について、採決をいたします。  
原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ありますので、起立によって採決を行います。  
忠岡町監査委員の選任についてを採決いたします。賛成の議員諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって本件は同意されました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 議案第7号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第7号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、前川功勝氏は、令和3年3月25日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第7号 忠岡町固定資産評価審査委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第13 議案第8号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第8号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、ご説明

申し上げます。

本件は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

1点だけご質問させていただきます。

全協のときにも質問したんですが、今、会計年度でなかなか高度な、もしくは専門的な職業、資格を持つ職員が集まりにくいという現状があるというのは、これはどこでも認識は一緒だと思います。その中で、会計年度で集まらない、だからこの5年の任期付職員のやり方で集めるんだということではないんですね。意図として。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今現在、任期付職員を採用しております。この条例で、直ちに雇用するという予定はございません。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

質問の仕方がまずかったかもしれない。端的に言うと、この5年間の専門職、必要です。けど、この5年で、会計年度やったら集まりませんでした。でも、この5年やったら集まります。だからこれを、会計年度は無理やからこの制度で置き替えて、ずっとそのような、専門職と言いつつも雇用の調整弁として、半正職・半非常勤みたいな形で雇い続けることはないということで、認識でいいですね。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

雇用期間終了後、さらに期間を延長して雇用をし続けるということは考えておりません。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第8号 忠岡町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第14 議案第9号 忠岡町適応指導教室条例の制定について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第9号 忠岡町適応指導教室条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、疾病等の理由を除き、何らかの理由により学校に登校できない状態にある児童生徒の自立を援助し、個々の児童生徒に応じた指導、相談等を行うことにより、学校生活への復帰を図ることを目的とし、適応指導教室を設置するため、本条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これまで忠岡町では不登校の児童・生徒の通える適応指導教室が忠岡中学校の中にしかなかったため、中学校の門をくぐれない生徒にとっては通えるところではなく、また、小学生は通えませんでした。

今回、この旧忠岡幼稚園の跡に適応指導教室が設置をされるということで、設置を求めてまいりました1人としては大変いいことだというふうに思っております。また、不登校児童・生徒をお持ちの保護者の方からは「選択肢が増えて、大変ありがたい」というふうに、大変期待を持っておられるところであります。

石本教育理事にお尋ねいたしますが、4月1日から施行、この条例がされるということですが、現在3月1日ということで、期間が短いことですが、どのような体制、教職員体制でこの適応指導教室が行われるのかという点が1点。

もう1点は、4月1日からということですが、どのように不登校の児童・生徒の保護者の方やその子どもたちに周知をされていかれるのか、どのように申請の相談をされていくのかということについてお聞きをいたしたいと思っております。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず1点目のご質問でございますが、体制につきましては指導と教室を管理する室長を

町の会計年度任用職員として配置できるよう計画しております。室長につきましては、経験のある退職校長から人選を進めております。また府費の教員1名も指導に関わっていく予定でございます。

2点目の周知につきましては、開設に当たり丁寧に行いたいと考えております。4月には新学年がスタートし、環境が変わることで、学校復帰に当たっての機会になる場合もございます。また、適応教室は学校生活への復帰を図ることが目的でございますので、学校と適応指導教室がしっかりと連携していくことが重要になります。そのためにはまず適応指導教室について、学校の教職員がしっかりと理解するとともに、対象のお子さんについて適応指導教室の担当と学校が話をし、その子どもにとってどのような支援が必要かについて共有しておく必要がございます。新年度がスタートする4月に入りまして、新しい担任と対象のお子さん、保護者の方との関係を築いていきながら丁寧に周知してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

ありがとうございます。

それでは、教育長にお尋ねをしたいと思いますが、本町で初めてこの適応指導教室を校外に、校舎外に設置をされるということでもありますし、管理運営は教育委員会が管理運営をするという、直接ということでもあります。不登校の児童・生徒への今後の対応というんですかね、関わりということについての教育長のお考えというものをお聞かせいただきたいと思っております。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

委員長（三宅良矢議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

今、議員お尋ねの不登校の子どもたちへの我々の考え、これからの教育委員会のスタンスというのは、あくまでも私どもは学校復帰、いわゆる設置者として所管しております小・中学校への学校復帰を目指すということの中で、子どもたちにとって何がいいのか、ベターなのかというものを探りながら、これからまずは進めていきたいなど。

併せて、私どもは、現在不登校の状態に陥っている子どもたち、この子どもたちにも一生懸命ケアはしてまいりたいと思っておりますが、今後そういう状況に陥る可能性のある子どもをできるだけ未然防止、また、そういう状態になったとしてもできるだけ早い段階で学校

復帰できるような体制、現場の体制にも手を差し伸べていきたいなど。そして、そういう子どもたちを迎え入れる、子どもたちの集団育成等も実施してまいりたいなどというふうに考えております。

以上でございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

子どもたちの居場所の選択肢が1つ増えるということで、そして子どもたちの学校復帰を目指して努力、関係部署と連携しながらしていただけるというところでもありますので、大変大きな意義があると思います。今後、子どもたちにとってよりよいものになるようにと努力をしていただくことを期待いたします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第9号 忠岡町適応指導教室条例の制定について、採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

13時から再開いたします。

（「午前11時58分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

日程第15 議案第10号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第10号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、公益的法人等へ派遣された職員その他の定数外とする職員を新たに規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

これより、議案第10号 忠岡町職員定数条例の一部改正について、採決いたします。原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第16 議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、議題いたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成30年度及び令和2年度の税制改正に伴い、国民健康保険法施行令の規定の見直しが行われたことに基づき、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

この条例の第12条に関係してのところでお尋ねいたします。平成30年度の税制改正を踏まえて、国保料の保険料を決定する際の総所得金額等から給与所得控除が120万が110万円に引き下げられるということで、10万円引き下げられると所得がそれだけ多くなるということで保険料が高くなるため、基礎控除33万円を43万円に10万円引き上げて、家族に給与所得者がいる場合は人数に応じて、1人につき控除を10万円増やすということで、保険料に影響が出ないようにする措置を取るという条例の一部改正が12条関係であります。

そこでちょっとお尋ねいたしますが、今回のこの条例改正の措置によって保険料に影響が出ないようにされるということですが、それに漏れがあったりとかしないだろうかというところで、この改正で不利益になる、漏れてしまう方がいらっしやらないでしょうか。その確認です。担当部長よりお答えお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの議員さんのご質問につきましては、そういう漏れがないようにということで、今回改正をさせていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

分かりました。漏れがないという形になっているということで、今回の措置を取ることによって税制改正の影響を受ける方はないと、不利益を受ける方はないということでよろしいですね。分かりました。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第11号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第17 議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、平成30年度及び令和2年度の税制改正に伴い、介護保険法施行令の規定の見直しが行われたことに基づく所要の改正、及び令和3年度から令和5年度までの保険料の改定を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

3年ごとの介護保険料の見直しがある、この4月の第8期介護保険料の一部改正についてお聞きいたします。

第7期は、基準額は1月、第6期に比べますと5,283円から6,557円と24.1%の大幅な値上げがありました。大変な住民負担増となったわけであります。今回の条例案では基準額が1月6,557円から6,410円ということで、年間にしますと1,760円の引き下げになったということで説明がありました。この下がった要因は何でしょうか、お答えいただきたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

保険料につきまして下がった要因につきましては、第7期の計画期間中の給付費の推移でございますが、30年度は計画よりも少ない状況で、95.8%でございました。同様に令和元年度も96.2%、令和2年度の見込みは94.1%と推移しておりまして、いずれも100%を下回っておる状況でございます。このため余剰金が生じまして、介護保険準備基金に積み立てをすることができます。その積立金が現在6,457万円ございますので、この分が保険料の軽減ということで充当することができます。それによりまして7期と比べてマイナス2.2%、影響額として362円で基準月額が6,410円となりました。

それと、もう一つの下がった要因といたしましては、第1号被保険者の負担割合でございますが、こちらは7期までは1%ずつ第1号被保険者の負担が増えておった状況でございますが、第8期は第7期と同じ23%であったということもございまして、これも下がった要因であったと思っております。

以上でございます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

3年間の給付費を見込んで計算するということは非常に大変であるというふうに思います。外れる場合もあるというふうには思いますが、つまり今のご説明によると、3年間の給付、つまりサービスを利用する見込みが少なかったというところで、そのために6,457万円が余ったということです。それに加えて、65歳以上の人の負担分ですね。介護サービスに係る費用の総額の23%というのが、例年でしたら24%に上がるところが上がらなくて、そのまま据置きであったというところ、その要因も1つであろうかというふうに思います。

そこで、なぜ給付費と見込みが違ったのかということでもありますけれども、認定を受けても、例えば要支援としか判定が出なければ、1つの例を申しますと介護タクシーは使えません。厚生労働省は要支援者を一くくりに軽度者と呼んでおりますけれども、調査で明らかになったのは、多くの要支援者が様々な疾患を抱え、症状が不安定であるということ、そして一番多い疾病は骨、関節の障害であって、通院が大変だということでもあります。

寄せられた相談でも、高齢者の多くの夫婦で、歩くのがやっとなのであるが、電車に乗って奥さんと他市の病院へ通院している、またタクシーを使っている、そういう声が寄せられています。このように、結局は認定を受けても要支援であって、ヘルプサービスやデイサービスを利用していなければ使えるサービスがないということでもあります。そういった要因もあって給付費が見込みより低かったと言えるのではないのでしょうか。

また、高い介護保険料を払っているのに使いたいサービスが受けられない、今回、保険料が若干下がったと申しましても、第7期のときは府下で7番目という高い保険料でありましたので、やはり下がったといえ高いんですから、一般会計からの繰入れをして、さらに下げるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり介護保険料が高いということにつきましては、こちらも認識しております。しかし、介護保険料の軽減のために、一般会計からの繰入れにつきましては、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から難しいと考えております。保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料軽減分に対す

る一般財源の導入につきましては適当ではないということを国も示しております。引き続き国の方針に沿って適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

3回目になりますので。河野君。

12番（河野 隆子議員）

最後です。厚労省は、今担当部長がおっしゃったように一般財源の投入については適当ではないということは強調しております。しかし、これについては法的拘束力はありません。介護保険料が高いという声は非常に多いです。国保と違って、すぐ医者にかかれるかという、そのような仕組みにはなっていません。また、さきにも申しましたように、認定を受けても受けたサービスが受けられない、そのような65歳以上の第1号者の保険料が、高齢者の負担能力を超えた額になってしまっております。その解決方法はやはり公費部分を拡大して、保険料に依存する仕組みを変えていく、これ以外にはないのではないのでしょうか。一般会計からの繰入れもし、そしてひどい国のやり方ですね、国庫負担分、これの引上げを求めるということが必要であるというふうに思います。

それから、本町で今作成中の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に、移動手段として福祉バスの運行が載っております。しかし、本数も少ないし、コースの問題もございまして、なかなか利用しにくいということがあります。さきにも言いましたように他市へ通院される方が多い。そのような高齢者への足の確保が全く記載されていないということがあります。重要課題の1つであるではないかというふうに私は考えております。高い保険料を払いながらニーズに沿ったサービスが受けられないということが起こっていますから、やはり町独自で例えば横出しのサービスが必要ではないかというふうに思います。このことについてお答えをお願いしたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって終わります。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

介護保険給付におきまして、訪問介護費のうち通院等乗降介助、いわゆる介護タクシーを利用できる方につきましては、要介護1以上の方となります。現在のところ保険給付の横出しサービスは、近隣ともに行っていないことから、町単独の事業としても行うことは

難しい状況であると思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第12号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第18 議案第13号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第13号）について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第13号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算を組み替えるものであります。

主な内容につきましては、戸籍電算システム改修に係る予算及び、忠岡小学校屋外トイレ改修工事に係る予算について歳入予算を財源更正するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、減収補填債において4,940万円を追加、小学校整備事業債において限度額を7,930万円に変更するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第13号 令和2年度忠岡町一般会計補正予算（第13号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第19 議案第14号 令和3年度忠岡町一般会計予算について、日程第20 議案第15号 令和3年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第21 議案第16号 令和3年度忠岡町介護保険特別会計予算について、日程第22 議案第17号 令和3年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23 議案第18号 令和3年度忠岡町下水道事業会計予算について、以上、5件一括して議題といたします。

本5件については、先例により、議案の朗読は省略させていただきます。また、提案理由の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、省略いたします。

議長（北村 孝議員）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、省略することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本5件については、先例により、6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、休会中のご審査をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長の指名といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、私から指名いたします。

和田善臣議員、小島みゆき議員、二家本英生議員、三宅良矢議員、前川和也議員、河野隆子議員。

以上の6名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

本件に係る審査の結果については、今期定例会の最終日をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

13時30分から再開いたします。

（「午後1時21分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後1時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

ご報告します。委員会条例第7条第2項の規定によって、予算審査特別委員会委員長に和田善臣議員、副委員長に河野隆子議員が決定しましたので、ご報告いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第24 報告第2号 事務報告について（令和2年分）を、議題といたします。

事務局長より、本件を朗読させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

報告第2号 事務報告について、地方自治法第122条の規定により、令和2年の事務報告を提出する。

令和3年3月1日提出 忠岡町長 杉原健士。

議長（北村 孝議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第2号 事務報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度一般会計及び各特別会計等の予算書の提出に当たり、地方自治法第122条の規定により、事務に関する説明書として、令和2年の事務報告を提出するものでございます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長（北村 孝議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしましたので、本日の会議を打ち切り、議事の都合により、明日から9日までの8日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。

よって、明日から9日までの8日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（「午後1時32分」散会）